

6-1 通所介護

平成28年4月から、利用定員18人以下の通所介護事業所については、市町等が指定する「地域密着型サービス」の「地域密着型通所介護事業所」に移行しています。

通所介護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

申請者要件	法人				
人員基準	区分	職種	員数		資格等
	従業者	生活相談員	・提供時間数に応じて専従1人以上	うち1人以上は常勤	・「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第5条第2項に定める生活相談員に準ずる。 (社会福祉士、社会福祉主事任用資格(※)、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、その他保健・医療・福祉について、1年以上の実務経験を有する者)
		介護職員 【注】	・単位ごとに提供時間数に応じて専従1人以上 ・利用者数が15人までの場合には1人以上、15人を超える場合には、15人を超える部分の利用者の数を5で除した数に1を加えた数以上 ※別添参照		・旧・介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定める第一号通所事業の指定を受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、利用者数は、通所介護又は第一号通所事業の利用者数
		看護師又は准看護師 【注】	・単位ごとに専従1人以上		・提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

			<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。 ・なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。
	機能訓練指導員	・1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師 ・一定の実務経験を有するはり師、きゅう師 ・なお、全ての通所介護事業所において、有資格者の機能訓練指導員の配置が必要である。
	<p>◎ 通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される通所介護をいう。例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>イ 通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われていると言えない場合</p> <p>ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合</p> <p>また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行なうことも可能である。なお、同時一体的に行なわれているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。</p>		
	管理者	常勤・専従1人	<ul style="list-style-type: none"> ・管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務することができる。 ・当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務することができる。
設備基準	・食堂及び機能訓練室		<ul style="list-style-type: none"> ・面積（内法）が、利用定員×3㎡以上（食堂と機能訓練室を分ける場合、機能訓練室の面積が利用定員×3㎡以上） ・食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができる。
	・相談室		<ul style="list-style-type: none"> ・遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・静養室 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記設備は、当該事業所専用とすること。（ただし、サービス提供に支障がない場合は、この限りでない。） 			
運営基準	項目	国省令 (条文)	県条例 (条文)	県規則 (条文)
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定等の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定通所介護の基本取扱方針 ・指定通所介護の具体的取扱方針 ・通所介護計画の作成 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・業務継続計画の策定等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・掲示 ・秘密保持等 ・広告 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携等 ・事故発生時の対応 ・虐待の防止 ・会計の区分 ・記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 14(準) 15(準) 16(準) 17(準) 19(準) 96 21(準) 97 98 99 26(準) 27(準) 52(準) 100 101 30の2(準) 102 103 104 32(準) 33(準) 34(準) 35(準) 36(準) 104の2 104の3 37の2(準) 38(準) 104の4 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 91 92 93 94 15(準) 16(準) 41(準) 95 19の2(準) 96 97 98 21(準) 22(準) 23(準) 98の2 24の2(準) 99 	<ul style="list-style-type: none"> 4(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 14(準) 15(準) 16(準) 17(準) 19(準) 62 20(準) 63 66 23(準) 24(準) 63の3 26(準) 64

別添 【通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員等の勤務時間数の具体例（単位ごと）】

		平均提供時間数						
		3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
利 用 者	5人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	10人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	15人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	16人	3.6 時間	4.8 時間	6.0 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間
	17人	4.2 時間	5.6 時間	7.0 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間
	18人	4.8 時間	6.4 時間	8.0 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間
	19人	5.4 時間	7.2 時間	9.0 時間	10.8 時間	12.6 時間	14.4 時間	16.2 時間
	20人	6.0 時間	8.0 時間	10.0 時間	12.0 時間	14.0 時間	16.0 時間	18.0 時間

※ 社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事任用資格については、次の厚生労働省ホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi8.html>

出身大学の単位履修証明書・成績証明書及び卒業証明書、又は養成機関の修了証等によって、有資格者の確認をします。

なお、養成機関については、次のWAM-NET（ワム・ネット／独立行政法人福祉医療機構）ホームページを参照してください。

<http://www.wam.go.jp/school/OpenServlet?ACTIONTYPE=OS31LST>